

改正

平成12年条例第52号

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例

(通則)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定による社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する資金の助成の手続に関しては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(申請の手続)

第2条 法人が助成を申請しようとするときは、社会福祉法人助成申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 別に国又は東京都からの助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類
- (4) 財産目録
- (5) 貸借対照表又は収支計算書

(決定の通知)

第3条 市長は助成を決定したときは、申請した法人に対し、その旨を通知する。

(申請の取下げ)

第4条 助成を申請した法人は、前条の決定に不服があるときは、市長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

(計画の変更等)

第5条 補助金の交付を受けた法人が、助成の対象たる事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、承認申請書に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年 6 月30日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の規定は、平成12年 6 月 7 日から適用する。